

新旧対照表

| 頁    | 項目     |   |     | 旧（修正前）     | 新（修正後）  |  |
|------|--------|---|-----|------------|---|--|
| 2    | 第1     | 1 | (5) | ア 共通事項     | <p>(ウ) バリアフリーに配慮した施設<br/>段差の解消、音声案内、電光掲示板の設置等利用者の特性に配慮し、誰もが利用しやすい施設とする。</p>   | <p>(ウ) ユニバーサルデザインの理念に沿った施設<br/>段差を設けないことで誰もが利用しやすく、音声案内、電光掲示板の設置により利用者に必要な情報が簡単に伝えられる、ユニバーサルデザインの理念に沿った施設とする。</p>  |
| 6    | 第1     | 1 | (6) | (イ) 維持管理業務 | <p>なお、大規模修繕については、本事業には含まない。<br/>大規模修繕とは、以下のいずれかに当てはまるものをいう。<br/>（建築）建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕<br/>（電気）機器、配線の全面的な更新を行う修繕<br/>（機械）機器、配管の全面的な更新を行う修繕<br/>（出典：建築物修繕措置判定手法（最新版）建設大臣官房官庁営繕部監修 編集／(財)建築保全センター 発行／(財)経済調査会)</p> | <p>なお、大規模修繕については、本事業には含まない。<br/>大規模修繕とは、岡崎市市有建築物管理保全基本方針に示す保全部材のうち、計画的改修を行う必要のある部材に対する大規模な修繕をいう。大規模修繕に該当するかについては建築物修繕措置判定手法（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考として市と協議するものとする。</p> |
| 17   | 第2     | 4 | (1) | エ          | <p>応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業又は協力企業が、選定事業者の業務等を支援又は協力することは可能とする。</p>   | <p>応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。ただし、運営企業として参画する協力企業については、この限りではない。</p>   |
| 19   | 第2     | 4 | (5) | ア（3行目）     | <p>ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、提案書提出日までの間は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更、追加ができるものとする。</p>  | <p>ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認及び参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成企業又は協力企業の変更、追加ができるものとする。</p>   |
| 1/15 | リスク分担表 |   | 9   |            | <p>法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)</p>  | <p>法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(事業者の利益に関係するもの)</p>  |

| 頁    | 項目     |    | 旧（修正前）                                       | 新（修正後）                                     |
|------|--------|----|--|--|
| 3/15 | リスク分担表 | 58 | 利用者等第三者による施設の損傷（事業契約に定める範囲を超えるもの）<br>リスク分担：市 | 利用者等第三者による施設の損傷（事業者の責によるもの）<br>リスク分担：選定事業者 |
| 3/15 | リスク分担表 | 59 | 前項以外利用者等第三者による施設の損傷<br>リスク分担：選定事業者           | 利用者等第三者による施設の損傷（前項以外のもの）<br>リスク分担：市        |